



げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 条例第3条第2項各号に掲げる業務の実施方法を記載した書類
- (2) 当該法人その他の団体に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の当該法人その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人その他の団体に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 定款又は規約
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類  
(指定種子生産団体の業務)

**第4条** 条例第3条第2項第4号の規則で定める業務は、主要農作物の種子に係る残量処理、事故処理及び災害補償に関する業務とする。

(指定種子生産ほ場等の指定の申請)

**第5条** 条例第5条又は条例第8条第2項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに、様式第2号による申請書を提出して行うものとする。

- (1) 稲及び大豆 毎年5月31日
- (2) 大麦、裸麦及び小麦 毎年10月31日

2 指定種子生産者は、指定種子生産ほ場ごとに、当該指定種子生産ほ場で播種又は移植を行う前に品種名、ほ場所在地、ほ場面積、前作品種及び指定種子生産者又は種子の生産を委託した者の氏名若しくは名称を記載した標札又は標柱を設置しなければならない。

3 前項の規定は、指定原種ほ及び指定原原種ほの経営者について準用する。

(ほ場審査証明書及び生産物審査証明書)

**第6条** 条例第6条第2項(条例第8条第3項において準用する場合を含む。)のほ場審査証明書は、様式第3号によるものとする。

2 条例第6条第4項(条例第8条第3項において準用する場合を含む。)の生産物審査証明書は、様式第4号によるものとする。

(審査の申請)

**第 7 条** 条例第 6 条第 5 項 (条例第 8 条第 3 項において準用する場合を含む。次項において同じ。) の規定による申請は、様式第 5 号による申請書を提出して行うものとする。

2 条例第 6 条第 5 項に規定する審査は、指定種子生産者 (条例第 8 条第 3 項において準用する場合にあっては、指定原種ほ及び指定原原種ほの経営者。次項において同じ。) の立会いの下に行うものとする。

3 前項の場合において、指定種子生産者は、同項の審査を行う当該職員の指示に従うものとする。

(身分証明書)

**第 8 条** 条例第 6 条第 8 項の身分を示す証明書は、様式第 6 号によるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

## 様式第 1 号 (第 3 条関係)

## 指定種子生産団体指定申請書

年 月 日

富山県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 法人 (団体) の名称

代表者の氏名 印

指定種子生産団体の指定を受けたいので、富山県主要農作物種子生産条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 業務の実施方法を記載した書類
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 定款又は規約
- 5 その他知事が必要と認める書類

備考 代表者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

## 様式第 2 号（第 5 条関係）

指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）指定申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者 氏名 印

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）の指定を受けたので、富山県主要農作物種子生産条例第 5 条（第 8 条第 2 項）の規定により申請します。

## 記

- 1 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子（原種、原原種）の種類名及び品種名

ほ場の所在地	ほ場の面積(a)	主要農作物の種類名	主要農作物の品種名

- 2 農業経営の規模
- 3 主要農作物の採種に関する経験
- 4 主要農作物の採種のために利用する施設及び機械
- 5 その他

---

備考

- 1 申請書は、2部提出すること。
  - 2 「1 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子（原種、原原種）の種類名及び品種名」は、ほ場1筆ごとに記入するものとし、記入に当たっては、「ほ場の所在地」は番地まで記入し、「ほ場の面積(a)」は実測面積によることとする。
  - 3 「3 主要農作物の採種に関する経験」には、自家採種以外の採種についての経験の有無を記入するものとし、自家採種以外の採種の経験がある場合にあつては、当該採種に係る主要農作物の種類並びに採種の回数及び場所を記入すること。
  - 4 「5 その他」には、申請者が委託を受けて主要農作物の種子を生産する者である場合にあつては、委託者の氏名及び委託の条件を記入すること。
  - 5 申請者（法人その他の団体にあつては、その代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
-

様式第 3 号 (第 6 条関係)

年度 ほ場審査証明書

年 月 日

殿

富山県知事

印

下記の指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）において生産される主要農作物の種子（原種、原原種）は、ほ場審査基準に適合していることを証明します。

記

ほ場の所在地	ほ場の面積 (a)	主要農作物の種類名	主要農作物の品種名	備考

## 様式第 4 号（第 6 条関係）

年度 生産物審査証明書

年 月 日

殿

富山県知事

印

下記の指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）において生産された主要農作物の種子（原種、原原種）は、生産物審査基準に適合していることを証明します。

記

主要農作物の種類名	主要農作物の品種名	審査数量 (kg)	備考



様式第 5 号（第 7 条関係）

水稻

年度 大麦（種子、原種、原原種）審査申請書

大豆

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者 氏名 印

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）のほ場審査及び生産物審査を受けたいので、富山県主要農作物種子生産条例第 6 条第 5 項（同条例第 8 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により申請します。

記

ほ場の所在地	ほ場の面積 (a)	主要農作物の種類名	主要農作物の品種名	備考

備考 申請者（法人その他の団体にあつては、その代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。







## 井波木彫刻工芸高等職業訓練校

## 3 審査の方法

学科試験及び実技試験（写生及び彫刻）

## 4 受験手続

平成31年1月4日（金）から同月15日（火）までに、南砺市北川 733番地（〒932-0226）井波彫刻協同組合に受験申請書を提出すること。

なお、郵送による場合は、平成31年1月15日（火）までの消印のあるもの限り有効とする。

## 5 その他

詳細については、井波彫刻協同組合（電話0763-82-5179）に問い合わせること。

**財政概況及び地方公営企業の業務の公表**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3 第 1 項及び富山県財政概況の作成及び公表に関する条例（昭和23年富山県条例第 6 号）の規定による平成30年 4 月 1 日から平成30年 9 月30日までの期間における富山県財政概況並びに地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の 2 第 1 項並びに富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）第10条及び富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）第 6 条の規定による平成30年 4 月 1 日から平成30年 9 月30日までの期間における富山県の地方公営企業の業務の状況を別紙のとおり公表します。

（なお、「別紙」については省略し、富山県経営管理部財政課並びに市役所及び町村役場に備えて閲覧に供します。）

平成30年12月28日

富山県知事 石 井 隆 一

**包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の38第 6 項の規定により、富山県知

事から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年12月28日

富山県監査委員	菅	沢	裕	明
富山県監査委員	五	十	嵐	務
富山県監査委員	高	平		亮
富山県監査委員	伊	東	尚	志

平成29年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：職業能力開発事業に関する財務事務の執行及び管理について

監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
<p>第4 職業能力開発事業に関する計画</p> <p>2 第9次富山県職業能力開発計画</p> <p>(5) 職業能力開発事業の実施結果 (意見01)</p> <p>すべての目標指標について最終結果がまとまった段階で、改めて正式な議題として富山県職業能力開発審議会に報告する必要があったと考えられる。審議会の委員の任期は2年であり、仮に委員が交替した場合、新規に就任した委員に対しても、過年度の状況報告を行うことが審議会における審議をより有効なものとするものと考えられるためである。</p> <p>3 第10次富山県職業能力開発計画</p> <p>(4) 職業能力開発施策の目標指標 (意見02)</p> <p>第9次富山県職業能力開発計画において目標指標であった「大学生等のインターンシップ参加者数」及び「障害者向け職業訓練の受講者数」は達成されていなかったのであるから、引き続き目標指標として設定しなかった理由の趣旨について富山県職業能力開発審議会に説明した際の内容を議事概要に記載する必要があったと考えられる。</p>	<p>第9次富山県職業能力開発計画の目標実施に係る最終結果については、平成28年度第1回富山県職業能力開発審議会（平成28年7月25日開催）において、参考資料を提出し、事務局から報告・説明を適切に実施した（議事要旨への記載を省略した）。今後も、職業能力開発審議会において適時適切に報告するとともに、議事要旨への記載を行う。</p> <p>なお、平成30年5月開催の職業能力開発審議会における資料の説明については、要点を議事要旨に記載している。</p> <p>第10次富山県職業能力開発計画の目標指標については、平成28年度第1回富山県職業能力開発審議会（平成28年7月25日開催）において、参考資料を提出し、事務局から報告・説明を適切に実施した（議事要旨への記載を省略した）。今後も、職業能力開発審議会において適時適</p>

(意見03)

第9次富山県職業能力開発計画において目標指標であった「能力開発セミナーの受講者数」は達成されていなかったのであるから、目標指標を変更した理由の趣旨について富山県職業能力開発審議会に説明した際の内容を議事概要に記載する必要があったと考えられる。

## 第5 職業能力開発事業の状況

### 2 富山県立職業能力開発校のあり方について

#### (4) 「平成18年度提案事項」の検討

(意見04)

雇用・能力開発機構との間で、訓練コースの設定等について、さらに調整を進める必要があると考えられる。

切に報告するとともに、議事要旨への記載を行う。

なお、平成30年5月開催の職業能力開発審議会における資料の説明については、要点を議事要旨に記載している。

第10次富山県職業能力開発計画の目標指標については、平成28年度第1回富山県職業能力開発審議会（平成28年7月25日開催）において、参考資料を提出し、事務局から報告・説明を適切に実施した（議事要旨への記載を省略した）。今後も、職業能力開発審議会において適時適切に報告するとともに、議事要旨への記載を行う。

なお、平成30年5月開催の職業能力開発審議会における資料の説明については、要点を議事要旨に記載している。

雇用・能力開発機構から業務移管された、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北陸職業能力開発大学校及び富山職業能力開発促進センター



## (意見05)

新川センター及び砺波センターの業務報告書は、訓練の状況を詳細に記載するものとなっていないことから、業務報告書のフォームを本校のものに統一する必要があると考えられる。

## (意見06)

受講者数だけでは訓練科単位でその成果を測定するには不十分であると考えられることから、目標指標として以下の項目などを追加する必要があると考えられる。

学卒者訓練…入校率、修了率及び  
関連就職率

離職者訓練（委託訓練も含む）

…入校率、修了率及び  
関連就職率

在職者訓練…受講率及び修了率

## (意見07)

離職者訓練については、OA事務科だけでなく、他の訓練科についてもアンケートを実施する対象とする必要があると考えられる。

（ポリテクセンター富山）と連携し、企業への人材育成ニーズ調査を行い、互いに情報を共有することとしている。

今後も、第4次産業革命のような技術の進展や働き方改革など、社会情勢の変化に的確に対応できるよう十分な協議・調整を行う。

平成30年度から、新川センター及び砺波センターの業務報告書のフォームを本校のものに統一した。

訓練成果を適切に評価できる目標指標の検討を行い第10次富山県職業能力開発計画では、  
学卒者訓練：正社員就職率  
離転職者訓練：就職率  
在職者訓練：受講率  
を設定した。

平成30年度入校者分から、OA事務科以外の訓練科についてもアンケートを実施している。また、このほか、訓練生から口頭で聞き取った要望や感想を、

(意見08)

職業訓練は、企業への就職を目的として行うものであることから、企業から訓練内容に関して意見をこれまで以上に聴取し、企業のニーズをより具体的に反映した職業訓練を行う必要があると考えられる。

記録として残し情報共有していく。

デュアルシステム訓練については、訓練生は訓練期間中、2回に分けて企業実習を行う。1回目の実習後、訓練生自身の感想や企業への聞き取り等により、技能が不十分な点を確認し、これを補うステップアップ訓練を実施したうえで、2回目の実習を実施しており、企業ニーズの把握は一定程度行われていると考えている。ただし、必要とされる技能等は各企業によって異なることから、企業ニーズ把握の充実を図るため、労働政策課において平成30年6月から定期的に企業訪問を実施しているほか、北陸職業能力開発大学校及び富山職業能力開発促進センター（ポリテクセンター富山）とも連携して、技術専門学院も含め、企業からニーズを汲み取り、互いに情報共有を図る。

### 3 訓練科ごとの検討

#### (2) 富山県技術専門学院本校

(意見09)

就職率は平成27年度以降、79%未満の水準に低下していることから、就職率を高めるための取組みを行う必要があると考えられる。

個別面談による就職指導、職業訓練相談員による就職支援講座、関連企業への求職者（訓練生）の情報提供など就職支援の

## (意見10)

環境1年コースは平成28年度においては就職者が1名もない状況である。主な原因として入校者が3名と著しく少ないことが考えられることから、入校者の確保に努める必要があると考えられる。

## (意見11)

木工6か月コースについては、就職率と関連就職率との乖離が大きい状況が経常的に生じている。関連就職率を高めるための取組みを行う必要があると考えられる。

## (意見12)

ハローワークとの連携を強化し、ハローワークにおいて求人ニーズが高い職種に関するセミナーを開催することなどにより、求職者の当該職種への理解を深め、訓練を誘導する取組みをさらに進める必要があると考えられる。

時期を早めるとともに、訓練生に対して就職に向けた一層の意識づけ、動機づけを図る。

各ハローワークでの職業訓練説明会への指導員派遣、技術専門学院での訓練説明会、随時の見学受入れなどに加え、今後、企業実習の意義やメリットも十分にアピールしながら入校者の確保に努める。

平成30年5月修了の訓練生から、面談による個別指導の回数を増やし、技能の習得状況や就職への意識を十分に確認するとともに、工場見学についても機会を増やすなど、関連業種への就職意欲の喚起を図っている。

介護職員に係る訓練については、これまでもハローワークに県の委託する専門員を配置し、求職者とのマッチングに努めるとともに、ハローワークでのセミナーの開催や求人事業所と求職者が一堂に会する職場説明会を連携して実施している。

介護職種を含め、求人ニーズの高い職種については、ハローワークとの連携をさらに深め、関係課、関係団体等との協力を

## (意見13)

グローバル人材育成講座に関する能力開発セミナーの内容を検討するに当たっては、例えば、富山県新世紀産業機構 環日本海経済交流センターが富山県と共同で実施している「富山県企業海外展開実態調査」等の統計資料によりニーズの分析を行う必要があると考えられる。

## (3) 新川センター

## (意見14)

「応用」や、「画像編集」等の訓練については、レディメイド型コースではなく、オーダーメイド型コースで対応する必要があると考えられる。また、修了率を見る限り、アンケートの回答が活用されていないようであり、訓練内容に関する設問を増やす等して、訓練内容の改善につながる手がかりを見つけられるようにする必要があると考えられる。

より、当該職種への理解を深めるほか、ハローワークの実施する職場説明会等へ県職員を派遣し、訓練の説明を行うなど、求職者を訓練に誘導する取組みを推進していく。

平成30年度のグローバル人材育成講座の企画立案にあたり、「富山県企業海外展開実態調査」((公財)富山県新世紀産業機構発行)等の統計資料に加え、過去に受講歴のある企業への個別訪問によりニーズ把握に努めているところであり、企業ニーズにマッチしたセミナーの実施につなげていく。

平成30年度においては、「画像編集基礎」は、企業からの要望がある場合にオーダーメイド型コースで対応し、そのほかの「ワード応用」等は引き続きレディメイド型コースで対応することとした。レディメイド型コースの定員割れは、訓練内容が在職者に正確に伝わっていないことも要因の一つと考えられることから、広報内容の改善を図るとともに、オーダーメイド型コースも含め、アンケート内容の充実、分析方法の検討により、

#### (4) 砺波センター

(意見15)

受講率及び修了率を見る限り、アンケートの回答が活用されていないように思われる。訓練内容に関する設問を増やす等して、アンケートの回答から訓練内容の改善につながる手がかりを見つけられるようにする必要がありと考えられる。

### 第6 財務事務の執行状況

#### 2 委託訓練

##### (3) 検討

(意見16)

標準単価の上限による落札が継続しているものと考えられることから、ポリテクセンターとの情報交換などを図り、受託先の開拓に取り組む必要があると考えられる。

### 第7 財産の管理

#### 4 財産管理台帳の整備状況

##### (2) 財産管理台帳の閲覧結果

利用者ニーズにマッチした訓練内容となるよう努める。

平成29年度に実施したアンケート回答をもとに、平成30年度に新コースとして「パソコン画像編集基礎」を設定した(受講率70%)ところではあるが、アンケート内容の充実、分析方法の検討により、利用者ニーズにマッチした訓練内容となるよう努める。

現在委託訓練を受託していない県内の専門学校等を訪問しての委託訓練事業の説明や、ポリテクセンターと訓練受託先についての情報交換などを行い新たな受託先を開拓した。

今後もポリテクセンター等との情報交換を図り、受託先の開拓に取り組んでいく。

## (意見17)

公有財産台帳及び物品整理票を閲覧した結果、以下のような誤記があった。

実態に合わせて修正する必要があると考えられる。

物品番号及び品名	具体的な内容
134418070002 自動一面かんな盤	補助金を財源の一部として購入したにもかかわらず、「補助金の有無」が「無」と記載されていた。 (新川センター所管)
134427040752 刃物研削盤	実際の配置場所が「住宅II実習室」であるにもかかわらず「住宅I実習室」と記載されていた。 (新川センター所管)

## 5 公有財産及び物品の状況

## (2) 富山県技術専門学院本校

## (意見18)

メカトロニクス科実習棟倉庫に、すでに廃止されたコースに使用されていた高額な設備であるロジックアナライザー(物品番号134421580005)が保管されていた。LSI(大規模集積回路)に関する訓練に用いられていたということであるが、LSIに関する訓練が実施される予定がないのであれば、処分等の対応が必要であると考えられる。

## (意見19)

指導要録が滅失する可能性を低減するため、耐火金庫を新規に購入したり、電子データとして保管したりする等の対策を行う必要があると考えられる。

平成30年3月に、実態に合わせて修正した。

今後、同様の誤記が起らないよう、十分に注意していく。

電子情報科での活用も検討したが、将来にわたり活用の見込みがないと判断されるため、処分する。

その他の機器についても同様に、使用の有無を判断し、適切に管理する。

指導要録は、昭和30年代(公共職業補導所当時)以降のものが保管されており、その全てを耐火金庫に保管した場合、大型金庫5～6台が必要となる。費用や設置場所等の点で現実的で

(意見20)

棚卸を行い、図書リストを作成し、不要な図書の有無も把握し、不要な図書については、他の図書館に寄贈するか、廃棄する等の対応を取るとともに、今後も定期的に棚卸を実施する必要があると考えられる。

(3) 新川センター

(指摘事項01)

セミナー室等の利用承認を行うに当たっては、職業訓練等の目的に該当するか否かを厳格に判断し、職業訓練等の目的に該当しない使用目的の場合は、行政財産使用許可申請に基づく使用許可の判断を行うべきである。

(意見21)

セミナー室等が遊休状態にあると考えられることから、有償・無償に関わらず、貸与を行うなど、施設の活用を図る必要があると考えられる。

(意見22)

指導要録が滅失する可能性を低減するため、耐火金庫を新規に購入したり、電子データとして保管したりする等の対策を行う必要があると考えられる。

はないことから、電子データ化と併せて、公文書館への移管を検討する。

古い不要な図書を廃棄しながら、棚卸しを実施しているところであり、そのうえで図書リストを作成する。また、その後も定期的に棚卸しを実施する。

セミナー室等の使用申込みに対しては、事前申込段階で用途が分かる資料の提出を求めるなど、使用目的を十分に確認し、使用承認または行政財産の目的外使用許可などを適切に審査・判断するとともに、適正な手続きをとることとした。

協力会企業をはじめ、地域の企業や団体に対して、職業訓練等の目的での利用を積極的にPRし、地域に開かれた施設としての有効活用をこれまで以上に図っていく。

指導要録の全てを耐火金庫に保管した場合、多数の金庫が必要となり、費用や設置場所等の点で現実的ではないことから、

(意見23)

棚卸を行い、図書リストを作成し、不要な図書の有無も把握し、不要な図書については、他の図書館に寄贈するか、廃棄する等の対応を取るとともに、今後も定期的に棚卸を実施する必要があると考えられる。

(4) 砺波センター

(意見24)

土地の面積の大部分が未利用と思われることから、未利用部分について外部への売却を含めた利活用方策を検討する必要があると考えられる。

(意見25)

グラウンドの除草については、属人的要素が強いと思われることから、専門業者への委託を検討する必要があると考えられる。

(意見26)

多目的実習場にある万能刃物研削盤(物品番号134427040869)の使用頻度が低い。富山県技術専門学院本校や新川センターでは稼働率が高い設備であり、本校等の同種

電子データ化と併せて、公文書館への移管を検討する。

古い不要な図書を廃棄しながら、棚卸しを実施しているところであり、そのうえで図書リストを作成する。また、その後も定期的に棚卸しを実施する。

グラウンド用地は、ドクターヘリの場外離着陸場、災害発生時の避難場所に指定されており、利用頻度は少ないものの、民間企業等の高所作業訓練、オーダーメイド型訓練におけるドローン操縦技術の講習会場等として利用している。今後は、造園管理講習や農業機械の安全作業講習などの会場としての活用も図っていく。

必要に応じて業者等への委託を検討していく。

現状においても一定程度の利用があることから、適切に管理しているところであり、今後も適切な管理に努める。



設備が壊れた場合に備えて、適正に管理し、代替機として即時に交換できるようにしておく必要があると考えられる。

(意見27)

不要な図書については、他の図書館に寄贈するか、廃棄する等の対応を取る必要があると考えられる。

棚卸しは平成29年4月に実施済みであり、平成30年度からは蔵書・貸出管理を電子ファイル化した。今後も定期的に棚卸しを実施する。

平成28年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：港湾事業の業務の執行及び管理について

監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
<p>第6 財務事務の執行状況</p> <p>4 伏木富山港（伏木地区）に係る出先機関が執行した事業の状況</p> <p>(2) 工事請負契約</p> <p>(意見06)</p> <p>競争入札での辞退理由を把握することは、事業の性格や現在の傾向分析等、今後の競争入札の業務執行におけるノウハウ蓄積に必要な情報収集が可能となることから、現状、辞退理由の報告を求めるルールはないが、入札参加者が辞退する際、辞退理由の報告を求める必要があると考えられる。</p> <p>5 伏木富山港（富山地区）に係る出先機関が執行した事業の状況</p> <p>(3) 港湾施設使用料</p> <p>(意見09)</p> <p>他県では一定期間（概ね1か月以上）継続して施設を使用する場合を想定し、1日単位の使用料金とは別に、例えば1か月単位の料金を設け、これらを1日単位の料金に比べて割安の料金体系としている例がある。</p> <p>これは、当初申請したスペースを長期間借りることへの使用者側のリスク（許可期間中の事情変更により不要なスペースが発生するリスク）や、使用者側及び行政側双方の事務負担の軽減に配慮したものと考えられることから、富山県でも導入を検討する必要があると考えられる。</p> <p>専用使用については、富山県港湾管理条例の改正が必要となるほか、許可の条件の</p>	<p>平成29年度に競争入札で入札辞退者が多かった場合には、辞退理由を口頭で確認した。今後も入札辞退者が多かった場合には、引き続き理由の把握に努める。</p> <p>専用使用については、平成29年度に実施した野積場の使用者からの意見聴取や他港での導入状況の照会結果を参考に、引き続き専用使用導入のメリットや課題を整理し、方向性について検討する。</p>

見直しも必要となるものと思われるが、例えば、港湾管理者が野積場を一定の区画に区分し、区画単位で使用を許可すれば、少なくとも当該区画内で使用する限りは、実際の使用期間及び実際の使用面積を詳細にチェックする必要はないことから、使用者側及び行政側双方の事務負担が軽減される効果も期待できるものと考えられる。

